# 印章規程

制定　平成 18 年 4 月 1 日
改正　平成 23 年 8 月 1 日

# 印章規程

（目的）

**第１条**　この組合が使用する印章及びその取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（印章の設備範囲及び規格等）

**第２条**　印章の設備範囲、規格及びその管理者は、別表のとおりとし、その設備個数は各１個とする。

（押印の行使）

**第３条**　印章は、外部発送の文書、証書又は資金の出納管理上等押印の必要ある場合に、管理者自らこれを行使するものとする。

（印章の保管）

**第４条**　印章は、鍵のかかる容器に収めて、一定の場所にこれを厳重に保管するものとする。

**附　則**　この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

別表

| 設備範囲 | 規　格 | | 管理者 |
|---|---|---|---|
| | 寸　法 | 彫刻文字 | |
| 理事長印 | 1.8×1.8㌢丸型 | エイチ・アイ・エス健康保険組合理事長之印 | 常務理事 |
| 組 合 印 | 2.3×2.3㌢角型 | エ イ チ ・ ア イ ・ エ ス 健 康 保 険 組 合 之 印 | 常務理事 |